

2011年11月30日

国際会計基準審議会 御中

意見募集「アジェンダ協議 2011」に対するコメント

我々は、国際会計基準審議会（IASB）が、将来の作業の戦略的方向性に関する関係者の見解を求める努力に敬意を表する。我々は、意見募集「アジェンダ協議 2011」（以下、「協議文書」という。）に関するコメントの機会を歓迎する。

我々は、アジェンダ協議の機会は、IASB が今後 3 年間の活動方針を決定していく中で極めて重要と考えている。我々は、ここに示す我々の見解が、IASB が堅牢な基礎に基づく統合的で有用な情報を提供する会計基準を開発することに役立ち、IFRS がより高品質で世界的に受け入れられるものとなっていくことを期待する。

我が国では、現在、IFRS の適用のあり方に関する検討を、金融庁に設置された企業会計審議会で行っており、このアジェンダ協議についても、各市場関係者の関心が非常に高く、我々は主要な市場関係者と意見交換を行っている。したがって、このレターで示す見解は、我が国の主要な市場関係者の意見を幅広く反映するものとなっている。

質問 1

何を IASB の戦略的優先事項とすべきだと考えるか。また、今後 3 年間にわたりそれらをどのようにバランスさせるべきか。

質問 1(a)

識別された 2 つの区分及びその中の 5 つの戦略領域に同意するか。反対の場合、IASB はどのようにアジェンダを作成すべきだと考えるか。その理由は何か。

質問 1(b)

2 つの区分と 5 つの戦略領域をどのようにバランスさせるか。IASB のアジェンダについて他の領域を識別した場合には、回答にそれを記載されたい。

質問 1(a)

1. 我々は、識別された 2 つの区分及びその中の 5 つの戦略領域に同意する。5 つの戦略領域については、いずれも重要な内容と考える。

質問 1(b)

2. 我々は、IASB が識別した 2 つの区分（「財務報告の開発」及び「既存の IFRS の維持管理」）のうち、今後、3 年間は、「既存の IFRS の維持管理」に重点を置くべきと考える。
3. これまで 10 年間の IASB の活動は、EU の IFRS 採用と米国とのコンバージェンスに重点を置き、基準開発の活動が間断なく続けられてきた。今後、IFRS が変わり続けることは、特にこれから IFRS の適用を考えている企業にとって、IFRS 採用の重大な障害となり得る。

したがって、安定的なプラットフォームの構築を優先することが IASB にとっての喫緊の課題となると考える。既存の優先プロジェクト（収益認識、リース、金融商品、保険）の開発を進め、その他のアジェンダについては、限定的とすべきであると考ええる。

4. なお、「既存の IFRS の維持管理」については、「適用後レビュー」と「適用上のニーズへの対応」の戦略領域が設定されているが、これらについては、以下の点が重要と考える。

(a) 適用後レビューの範囲の拡大と充実

我々は、今後、これまで開発された会計基準の適用後レビューに重要性を置くべきであると考ええる。これは、基準開発の際に議論の多かった事項について、IASB の決定をレビューするのに、また、IASB の意図と異なる結果となっている規定を識別するのに役立つ。その観点で、IASB は、適用後 2 年の実施経験にのみレビューの範囲を限定すべきでない。それ以前に決定され適用されている基準も、市場関係者から懸念の多い基準については、同様に範囲に含めるべきと考える（例えば、日本では、開発段階の自己創設無形資産の認識（21 項）、のれんの非償却（25 項）、非上場株式の公正価値測定（20 項）、機能通貨（31 項）に懸念が表明されている。）。

(b) IFRS の解釈に関する取組みの充実

各国で首尾一貫した IFRS の適用のためには、一定程度の解釈が必要と考えられる。我が国では、一定の要件を満たした会社に IFRS の任意適用が認められているが、任意適用の準備を行っている会社では、様々な解釈上の問題に直面している。

協議文書においても、IFRS 解釈指針委員会の役割に言及しているが、基準開発過程で認識した問題については、原則に基づいた実務上のガイダンスを充実させ

ることが必要であり、今後、IFRS 解釈指針委員会がより大きな重要な役割を果たすことを期待する。

また、各国で首尾一貫した適用を行っていく上では、2010年に公表された教育文書「減価償却とIFRS」は、ガイダンスではないものの、基準の背景を知るうえで、非常に有益なものであったと考える。今後、このような教育文書に関する取り組みも継続していくべきと考える。

5. 二つの区分のうち、「財務報告の開発」について、「概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）」、「財務報告に係る戦略的論点の調査研究」、「基準レベルのプロジェクト」のいずれの戦略領域も重要である。しかし、以下のとおり、概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）の領域が特に重要と考えており、緊急性の高い個別論点（当期純利益の概念とその他の包括利益（OCI）のリサイクリング、全体的な開示内容及び量の見直し）は、区分して優先的に取り扱うことが望まれる。

(a) 概念フレームワークの改善

これまで、概念フレームワークに十分な記載がなされていない領域については、基準横断的な観点での考え方の整理がなされないまま、基準開発が進められてきたものがあり、それは、IFRS内の首尾一貫性に疑問を投げかけていると考える。将来的な基準開発を進めるために、基準間の整合性を促すような堅牢な基礎が必要であると強く考える。

特に、当期純利益の概念とOCIのリサイクリングについては、協議文書のAppendix Cの個別項目にも取り上げられ、我が国の市場関係者にとっても非常に関心の高い分野であり、優先的に取り上げる必要があると考える。

なお、我が国の市場関係者からは、健全性の観点から、慎重性の考え方を、概念フレームワークの中に改めて組み込むべきとの指摘がある¹。

(b) 開示フレームワークの確立、全体的な開示内容及び量の見直し

IFRSの開示については、これまで個々の基準ごとに必要なものを抽出し、質の高い開示となっているとの評価を得ていると考える。しかしながら、一

¹ IASBの以前の概念フレームワークでは、慎重性を財務諸表の質的特性である「信頼性」を支える1つの要素としていた。しかし、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズA「目的及び質的特性」を経て2010年9月に公表された概念フレームワーク第3章「有用な財務情報の質的特性」では、慎重性の考え方は取り入れられていない。

方で、近年、企業の年次報告書の開示は、次第に膨大になり複雑になってきており、利用者が何に注目すべきかが難しくなっているとの懸念が聞かれる。今後、開示フレームワークの開発に着手し、それをベースに、一貫性のある効果的な開示に向けて、開示に関する基準の設定を図ることが適切であると考えます。

6. なお、IASB の時間と資源の一部は、短期的な視点だけでなく、中長期的な観点から、グローバルな会計基準のあり方についての戦略的な研究に費やすべきと考えます。これは、市場関係者の長期的な財務報告ニーズに的確に対応することに貢献する。なお、その対象として、会計基準の質の改善に寄与するものに焦点を当てるべきである。
7. 基準開発や調査研究を進める場合の資源の制約については、個々のアジェンダに関して精力的に研究を進めている各国基準設定主体の資源を利用することで、緩和される可能性がある。我々 ASBJ も、これらの基準開発や調査研究について、積極的に資源を提供する用意がある。

質問 2 :

IASB の基準設定行動に対する最も緊急の財務報告ニーズは何だと考えるか。

質問 2(a)

種々の制約を考慮して、IASB はどのプロジェクトを優先すべきか。その理由は何か。可能であれば、包括的なプロジェクトが必要なのか、狭い範囲の、目標を絞った改善で十分なのかを説明のこと。

質問 2(b)

IASB のアジェンダに新たなプロジェクトを加えるには、アジェンダの優先順位と利用可能な資源とのバランスが必要である。

IASB のアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクトのうち、新たなプロジェクトの余地を作るために、どれを削除するか。その理由は何か。IASB のアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクトのうち、どれを復活させるべきだと考えるか。その理由は何か。質問 2(a)への回答と関連付けて回答のこと。

重要性が高いと考えられる項目

8. ここで取り上げる項目は、我が国の市場関係者に特に関心が高いものであり、以下のとおりである。
 - (a) OCI とリサイクリング

- (b) 公正価値測定の適用範囲
- (c) 開発費の資産計上
- (d) のれんの非償却
- (e) 固定資産の減損の戻入れ
- (f) 機能通貨

9. 前項に掲げた項目には、協議文書の Appendix C に含まれていない項目もあるが、これらの項目に取り組むことによって、IFRS の改善を図ることができ、世界中の市場関係者の便益につながると考えている。
10. また、8 項に含まれないその他の項目についての追加のコメントを、35 項以下で記載している。

OCI とリサイクリング

11. 協議文書の Appendix C では、「その他の包括利益」について、将来のプロジェクトで、当期純利益と OCI に含まれる項目とその間のリサイクリングに関する論点を検討することが考えられるとしている。
12. IFRS では、以下のように、当期純利益へのリサイクリングの要否が会計基準ごとに分かれている。基準によっては、リサイクリングを禁止した論拠が、基準を開発した文脈に照らして明確なケースもあるが、基準横断的な観点での考え方は必ずしも明確にされていない。

項目	リサイクリングの有無
固定資産の再評価モデル	再評価の結果、帳簿価額が増加する場合に認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IFRS 第 9 号、資本性金融商品の OCI オプション）	OCI オプションを適用した投資に関する OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IFRS 第 9 号、金融負債に関する公正価値オプション）	信用リスクに起因する公正価値の変動部分について認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
退職後給付（改正 IAS 第 19 号）	数理計算上の差異等の再測定部分について認識した OCI は、当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IAS 第 39 号、キャッシュ・フロー・ヘッジ）	キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段の有効部分は OCI で認識されるが、ヘッジ対象の当期純利益が認識されるときに合わせて、その OCI は当期純利益にリサイクリングする。（現在の公開草案「ヘッジ会計」でも同じ）
在外営業活動体に対する	在外営業活動体に関連して OCI に認識されている為

純投資 (IAS 第 21 号)	替差額の累積額は、その在外営業活動体の処分により当期純利益にリサイクリングする。
------------------	--

13. ASBJ は、これまで、本ペーパーの Appendix に掲げる理由で、当期純利益概念の重要性を主張してきており、OCI のリサイクリングは必須と考えている。したがって、最優先項目として OCI とリサイクリングをアジェンダとして取り上げることを提案する。
14. プロジェクトの進め方として、我々は、以下の 2 段階で検討を行うことを提案する。
 - (a) 根本的には、概念フレームワークのフェーズ B (構成要素の定義、認識及び認識の中止) における論点の 1 つとして、当期純利益の性質を含め、利益概念を整理する。
 - (b) ただし、概念フレームワークにおける検討は、最終的な結果を得るまでに非常に長期間要する可能性があり、その間、現状の不整合が継続されることとなる。したがって、当面のプロジェクトとして、当期純利益が表示されることを前提とした場合に、OCI に含まれる項目はその後にすべて統一的に当期純利益にリサイクルすべきか否かを検討するプロジェクトを設ける。
15. なお、12 項に記載した項目の中で、退職給付債務に係る再測定部分のノンリサイクリング処理については、ASBJ は過去から反対のコメントを行ってきており、また、我が国市場関係者からも重要な懸念が表明されている。したがって、IAS 第 19 号の改正がなされたばかりではあるが、14 項(b)の検討に合わせて再検討することが必要と考える。(Appendix 3 項を参照のこと)。

公正価値測定の適用範囲

16. IFRS の現行基準では、公正価値での測定を幅広く規定している。我々は、公正価値で測定することが有用である資産、負債があると考えているが、現行の概念フレームワークでは、いくつかの測定基礎を並列に並べているのみで、それぞれの測定基礎が適切となる項目、あるいは、適切となる状況についての基本的な考え方が明確にされていない。
17. 我が国の市場関係者は、以下の基準について懸念を持っている。
 - (a) 固定資産の再評価モデル
 - (b) 投資不動産の公正価値モデル

- (c) 農業の公正価値測定
 - (d) 非上場株式の公正価値測定
18. 各々に対する懸念は本ペーパーの Appendix に記載している。前項の(a)、(b)は、公正価値での測定と取得原価をベースとする測定の代替モデルを特段の要件を設けずに認めており、企業間の比較可能性を妨げることにつながる可能性があると考えており、本来は、それぞれの測定基礎の特徴に基づき、適切な状況や項目を識別して使い分けを行うべきである。また、(c)については、一部の農業資産（生物資産）に公正価値評価を規定しているが、すでにマレーシアやインドなどから改正の提案が寄せられているところである。
19. 我々は、IASB が、17 項(a)、(b)、(c)の測定を検討する基礎として、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ C「測定」での検討を進め、公正価値測定が適切となる範囲や状況に関する基本的な考え方の整理を利益概念の整理とともに優先的に進めることを提案する。
20. 17 項(d)「非上場株式の公正価値測定」に関しては、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念が我が国の市場関係者から寄せられており、IFRS 第 9 号の任意適用企業を対象に、早期に適用後レビューを実施することを提案する。

開発費の資産計上

21. IAS 第 38 号「無形資産」では、研究局面での支出は、発生時に費用として認識し、資産を認識してはならないとしている。他方、開発局面では、企業が一定の要件²のすべてを立証できる場合には、資産を認識しなければならないとされている。
22. IAS 第 38 号は、基準開発から 10 年以上が経過しており、その間、IFRS を採用する地域の拡大、採用企業の増加、また、市場環境の変化など、多くの面で、IFRS

² 開発から生じた無形資産は、企業が次のすべての要件を立証できる場合には、認識しなければならないとされている。

- (1) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (2) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (3) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (4) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法（とりわけ次のいずれか）
 - ① 無形資産による産出物の市場の存在
 - ② 無形資産それ自体の市場の存在
 - ③ 無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産の有用性
- (5) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (6) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

を取り巻く環境が変化してきている。企業活動における無形資産の重要性が増す一方で、市場変化の速度が増し、製品や商品のライフサイクルは短縮してきている。

23. こうした状況の下で、我が国の市場関係者の中には、提供される情報の比較可能性や恣意性への重大な懸念から、開発局面での支出の資産計上が妥当かについて、再検討を求める意見が強く聞かれる（そのような意見の我が国の市場関係者は、米国基準と同様の費用処理のほうが、適切と考えている。）。また、ASBJが2008年の年次報告書を利用して行った調査では、開発局面の自己創設無形資産の認識について、幅広い実務があるとの結果が得られている³。
24. このため、我々は、今後の適用後レビューの中で、適用上の問題の有無を調査し、基準の改正の必要性を検討していくことが必要であると考えている。

のれんの非償却

25. IFRSでは、2004年に企業結合に関する会計基準を改訂し、IFRS第3号「企業結合」を公表した。これにより、のれんは非償却となり、減損のみ実施されることとなった。IASBがのれんの非償却を決定したのは、主として、取得したのれんの耐用年数及びのれんが償却されるパターンは、一般に予測不可能で、恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできないと考えたためとされている。また、IASBは、厳格で実用的な減損テストにより、企業の財務諸表利用者により有益な情報を提供できるとされている。
26. しかしながら、ASBJ及び我が国の市場関係者の間では、償却処理と非償却処理を比較考量し、定額償却に減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が多い。これは、定額償却を通じて、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能となり、これが投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫しているからである。
27. のれんを非償却とするIFRS第3号のアプローチに対しては、公開草案の時点で、それに反対するコメントも多く寄せられたが、最終的な結論が適切だったかのレビューは行われておらず、また、協議文書における適用後レビューの対象に含ま

³ IAS第38号「無形資産」がEU企業の実務でどのように適用されているかを検証するために、我々は、2008年の公表された年次報告書を利用して、大規模企業50社の自己創設開発費の会計上の取扱いを調査した。調査では、研究開発の支出の金額と割合が他の産業に比べて高く、資産化された開発費の金額の開示に投資家の強いニーズがあると予想された産業、例えば、製薬産業や自動車産業を含む、の企業をカバーしている。

れていない。実務上、IASB のアプローチが適切だったかについては、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要であるとする。

固定資産の減損の戻入れ

28. IAS 第 36 号「資産の減損」では、減損の兆候があった場合、帳簿価額と回収可能価額との比較が行われ、後者が前者を下回っている場合、減損損失が計上される。そして、のれん以外の資産について、以前認識した減損損失がもはや存在しない、あるいは、減少した可能性の兆候がある場合には、回収可能価額を見積り、回収可能価額の決定に利用した見積りに変動がある場合に限り戻入れを認識することとされている。
29. このような減損の戻入れは、固定資産の再評価と同様に、資産又は資産グループの将来の便益の可能性について有用な情報を提供するとされる。しかしながら、ASBJ では、公正価値測定の適用範囲に関する懸念（16 項以下参照）と同様の理由で、減損の戻入れには反対のポジションを有する。また、我が国の市場関係者からは、減損の戻入れについては、減損処理をしなかった場合の簿価を維持する必要があり、相応の手間がかかるとの指摘がある。
30. 米国では、2 ステップ・アプローチ（①簿価と割引前将来キャッシュ・フローとの比較、②簿価と回収可能価額の差額を減損損失とする）の下、減損した資産に新しい原価の基礎をもたらすべきとして、戻入れを禁止している。このため、我々は、減損の戻入れについて、米国基準との重要な差異であることも考慮し、今後、公正価値測定の適用範囲の妥当性（16 項以下参照）とともに、再検討することが必要と考える。

機能通貨

31. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」では、機能通貨は、「企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨」とされる。機能通貨は、いくつかの要素を考慮して決定することとされており、優先的に考慮すべき要素と追加的に考慮すべき要素といった要素間のヒエラルキーが存在する。すなわち、優先的に営業上のキャッシュ・フロー（財やサービスの販売価格やコストに影響を及ぼす通貨）に着目するが、優先的な要素で機能通貨の決定が困難な場合には、財務活動を通じて資金が生み出される場合の通貨（社債や株式発行等）上のキャッシュ・フローや営業活動を通じて受け取る金額を通常留保している通貨に着目する追加的な要素を考慮して機能通貨を決定するとされている。

32. しかしながら、営業キャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローを生み出す主要な源泉であるものの、資金調達により得られるキャッシュ・フロー及び機能通貨以外の通貨も含めた営業活動の結果に課される親会社所在地国の税金支払いや株主への配当の源泉として留保する通貨も、機能通貨を判断する上では、同様に重要となるケースがあると考えられる。したがって、各国固有の環境を十分考慮して、全ての主要な要素を総合的に判断すべきと考えられる。
33. また、我が国の市場関係者からは、自国通貨が機能通貨と異なる場合、企業の内部管理を反映しない財務報告を行うこととなる問題があり、また、所在地国の税法や会社法（配当可能利益の算出）が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、ベネフィットに見合わない多大なコストが生じるとの指摘がある。
34. これらは、米ドルや欧州ユーロを自国通貨とする国ではあまり見られない問題と考えられ、2003年の基準改正時点では、想定されていない可能性があると思われる。したがって、現在のように、欧州以外にも広く IFRS が利用されている現状において問題が生じていないか、適用後レビューを実施すべき項目と考える。また、今後、協議文書に掲げられる外貨換算のプロジェクトを取り上げる場合には、そのプロジェクトに含めて取り扱うことが必要と考える。

その他の項目ーリソースに余裕がある場合に取り上げるべき項目

35. 以下の項目は、協議文書の Appendix C に掲げられている項目のうち、IASB のリソースに余裕がある場合に、取り上げることを検討すべきと考える項目である。

共通支配下の企業間の企業結合

36. 現在の IFRS には、共通支配下の企業間の企業結合の定めがなく、実務上のバラつきへの懸念する声がある。このプロジェクトの作業は、FASB との MoU の優先項目完了を目的に延期されているが、企業グループ内再編は頻繁に行われることから、会計処理を検討するニーズは強いと考えられる。
37. 我が国では、連結財務諸表と整合するように個別財務諸表上の取引を会計処理するアプローチにより共通支配下の企業間の企業結合の会計基準が定められており、この課題について貢献できると考えている。

その他の項目－削除すべきと考えられる項目

38. 以下の項目は、協議文書の Appendix C に掲げられている項目のうち、削除すべきと考えられる項目である。

負債－IAS 第 37 号の改訂

39. 2005 年に公表された公開草案では、負債を認識する場合の蓋然性要件の削除、期待値アプローチによる測定の本質化が提案されたが、世界中で、多くの者がコメントに反対し、コンセンサスを得るのが難しい状況であると考えている。我々は、現在の IAS 第 37 号の基本的な取扱いは機能していると考えており、他のプロジェクトにリソースを振り当てるべきと考える。

その他の考慮事項

40. なお、上記の他、我が国の市場関係者から、財務諸表表示プロジェクトのうち、特に直接法キャッシュ・フロー計算書に関する提案について、従来より、間接法の情報価値のベネフィットを重くとらえ、コストベネフィットの観点等も含め、直接法の強制に対する強い懸念を抱いており、これを前提とするようなプロジェクトの進行については、反対であるとの意見が聞かれる。

我々のコメントが IASB の作業計画とアジェンダ設定の戦略的方向性の審議に貢献することを期待する。

西川郁生

企業会計基準委員会委員長

Appendix

OCI とリサイクリングに関する見解（11 項）

1. ASBJ は、OCI に含まれた項目はすべて、その後、当期純利益へのリサイクリングが必要であると考えている。当期純利益は、企業の総合的な業績指標として 1 株当たり利益など、各種の重要指標の基礎として使用されてきている。企業の業績は最終的にキャッシュ・フローに帰着し、会計はそれを各期に割り当て、意味のある業績情報を提供している。リサイクリングを行う場合、通算の当期純利益合計額とキャッシュ・フロー合計額は一致するが、ノンリサイクリング項目が生じると当期純利益に反映されないキャッシュ・フローが存在することとなり、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下する。
2. 一方で、通算された包括利益の合計額もキャッシュ・フローの合計額と一致するが、包括利益には、投資の目的となる成果が得られる前の段階での公正価値の変動等が含まれるため、投資の目的に照らした成果を示そうとする当期純利益に代わる総合的な業績指標にならない。包括利益は、キャッシュ・フローの不確実性が残っている段階における純資産の単なる期間差額であるが、当期純利益は投資に期待される成果の不確実性がなくなった時点での実際の成果情報を提供するものであると考えられる。

退職後給付における再測定部分の表示に関する見解（15 項）

3. ASBJ では、退職率の変動や割引率の変動によって生じる退職給付債務に関する数理計算上の差異は、過去の期間に当期純利益で認識された勤務費用や利息費用に対する見積りの変更であるため、変更後のある期間に当期純利益に含めるべきであると考えている。
4. また、我が国の市場関係者は、年金は超長期にわたる制度であり、短期的な割引率の変動に基づく退職給付債務の変動を即時に当期純利益に反映するのは適切ではないと考えており、年金資産についても、従業員が退職するまでにファンディングがなされればよく、短期的な時価の変動を当期純利益に反映すべきではないと考えている。
5. さらに前項を踏まえて、我が国の市場関係者は、現状、遅延認識した上で製造原価（労務費）に計上されている数理計算上の差異の償却費が、OCI 即時認識でノンリサイクリングになると、一度も当期純利益に反映されなくなるため、製造業において原価計算上、重要な問題となるとも考えている。

公正価値測定の適用範囲に関する懸念（16項）

(a) 固定資産の再評価モデル

6. IFRS では、有形及び無形資産については、原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択して適用する。その際、会計方針として選択し、同じ種類の固定資産全体に適用することが求められているほかは、選択に関して特段の要件はない。
7. 再評価モデルは、再評価の実務を反映した各国の会計基準の影響を受けたものであり、インフレーションなど、物価変動の影響を反映することを論拠とするものと考えられる。ただし、再評価モデルが適切と考えられる状況があったとしても、任意にその測定モデルを認めることは比較可能性の点から問題があると考えられ、原価モデルと再評価モデル各々について、その測定が適切な要件を特定し、使い分けることが適切であると考ええる。

(b) 投資不動産の公正価値モデル

8. IAS 第 40 号「投資不動産」では、投資不動産に対して、企業が原価モデルか公正価値モデルかのいずれかを選択して適用する。公正価値モデルを採用した場合、評価差額は、当期純利益に含められる。公開草案段階では投資不動産は公正価値評価のみが認められていたが、反対意見が多かったことから、原価モデルも選択できることとなっている。
9. 投資不動産⁴には、公正価値の変動により利益を獲得することを目的とした投資と、専ら長期的に賃貸収入を得ることを目的とした不動産の両方が含まれる。後者については、企業の様々なノウハウやブランド力、そして付随的なサービスの要素と不動産が結びついている場合など、原価モデルが適切と考えられる場合もある。このため、投資不動産について、任意に測定モデルを選択可能としていることが忠実な表現や比較可能性を損なう可能性があると考えられ、公正価値モデルと原価モデル各々について、その測定が適切な要件を特定し、使い分けることが適切であると考ええる。

(c) 農業に関する公正価値測定

⁴ 投資不動産は、次の目的を除き、賃貸収益若しくは資本増価又はその両方を目的として（所有者又はファイナンス・リースの借手が）保有する（土地若しくは建物——又は建物の一部——又はそれら両方の）不動産である。

(a) 物品の製造若しくは販売又はサービスの提供、又は経営管理目的のための使用

(b) 通常の営業過程における販売

10. IAS 第 41 号「農業」においては、生物資産については、公正価値を、信頼性をもって測定できない場合を除き、見積売却費用控除後の公正価値で測定される。公正価値の変動は、当期純利益において認識される。農産物については、生物資産から収穫された農産物は収穫時点で見積販売時費用控除後の公正価値により測定される。
11. アジアでは、マレーシアやインドなどにおいて、生物資産に関する公正価値測定の適用範囲について、改正を求める声が挙がっている。生物資産には、通常、事業に継続的に使用される固定資産と同様とみなせるものもあり、IAS 第 41 号の公正価値測定の範囲が適切でないとの意見もある。

(d) 非上場株式の公正価値測定

12. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」では、資本性金融商品に対する投資のうち、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないものは、取得原価で測定しなければならないとされている。しかし、IFRS 第 9 号では、この規定を引き継がず、資本性金融商品への投資すべてを公正価値で測定することとされている一方で、当時の IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」の反対コメントにも配慮し、IFRS 第 9 号では、限定的な状況ではあるが、相場価格のない資本性金融商品に対する投資について、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合のガイダンスを設けた。
13. しかしながら、ガイダンスが有効に機能するかどうかも含め、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念が我が国の市場関係者から寄せられている。